

2022年度 外国人留学生授業料減免制度申請要項

応募資格	<p>(1) 本学の学部および大学院の正規課程に在籍する私費外国人学生</p> <p>(2) 「留学」の在留資格を取得している者</p> <p>(3) 授業の出席状況及び学業成績が良好な者</p> <p>(4) 経済的理由により就学が困難であると認められた者</p> <p>(5) 外国人留学生特別入試または共同教育プログラムの入試形態で入学した者</p> <p>(6) 経費支弁者からの支弁額が月換算9万円以下の者（授業料等は除く）</p> <p><u>*減免を受けるには毎年度申請する必要があります。2021年9月入学生も改めて申請する必要があります。</u></p>
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在予定期間が1年未満の者（学籍番号「E」から始まる留学生） ・2022年4月の時点で国費外国人留学生である者 ・申請時点で在留資格が「留学」以外であった者 ・学業の妨げになる範囲で資格外活動を行っているとは判断された者 ・2022年3月に卒業する者 ・2022年度中に留年する者、既に留年している者 ・2022年度中に休学する者 *休学理由が「兵役」の場合は個別に審議する ・違反歴がある者
授業料減免率	<p>年度内授業料の30%を減免</p> <p>※その他特別な条件で入学が許可された者はその条件を優先。ただし、その場合でも毎年度申請する必要がある。</p>
減免方法	減免が認められた者は、2022年度授業料から相当の額を減免
申請書類入手先	<p>① JIU ポータル、JIU メール（国際課から連絡）</p> <p>② 留学生センターHP (https://www.jiu.ac.jp/lsc/news/detail/id=10417)</p>
提出書類	<p>① 2022年度 私費外国人留学生授業料減免申請書（必須）</p> <p>② 在留カードのコピー（表・裏をA4サイズ1枚まとめてPDF化する）（必須）</p> <p>※未入国で在留カード未取得学生は提出不要</p> <p>※母国に一時帰国しており、在留期限が切れている場合、期限切れの在留カードの写しを提出すること。未入国で在留カードがない場合は提出不要。</p> <p>※転居している場合は市役所に住所変更の手続きを終えてから提出すること。</p>
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・メール提出（Excelに直接入力するか手書きで記入すること） ・手書きの場合は申請書類をPDF化してメールに添付してください ・在留カードのコピーは表・裏をA4サイズ1枚にまとめてPDF化してください ・PDF化できない場合はスマホ等で鮮明に撮影してください ・送信先：genmen@jiu.ac.jp（必ず件名に「学籍番号」を記入してください） ・記載内容に関して確認が必要な場合、学生のJIUメールに送信します ・確認メールへの返信がない場合、提出済の内容だけで審査します
減免可否判断	<p>提出された提出書類を総合的に精査し判断します。結果発表：2022年3月予定</p> <p>※申請書類を提出しないと減免されません</p>
問い合わせ先	<p>Mail：genmen@jiu.ac.jp</p> <p>電話：0475-55-8810 +81-475-55-8810（国際課）</p> <p>東金キャンパス：H棟3階国際課、紀尾井町キャンパス：1号棟1階国際課</p>
提出期限	<u>2022年3月11日（金）23：59まで（日本時間）</u>